

岡崎市立甲山中学校ほか 14 校屋内運動場・柔剣道場
空調設備等整備事業

入札説明書（案）

令和 7 年 2 月 21 日

岡崎市

— 目 次 —

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 対象事業の概要	1
1 .. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業場所	1
(3) 本事業の目的	1
(4) 基本方針	2
(5) 事業の概要	3
(6) 事業スキーム	3
第 3 事業者の選定に関する事項	4
1 .. 事業者の募集及び選定方法	4
2 .. 事業者の募集及び選定スケジュール（案）	4
3 .. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	4
4 .. 入札手続等	8
(1) 入札説明等に関する事項	8
(2) 入札参加資格の確認	9
(3) 入札及び開札に関する事項	11
5 .. 落札者の決定方法等	14
(1) 選定委員会の設置	14
(2) 落札者の決定及び公表	14
第 4 契約及び支払に関する事項	15
1 .. 契約に関する基本的な考え方	15
(1) 仮契約の締結	15
(2) 契約の締結	15
(3) 契約書の内容変更	15
(4) 契約に係る契約書作成費用	15
(5) 契約保証	15
2 .. 単価の合意	16
(1) 単価合意の方法	16
(2) 契約代金の変更	16
3 .. 事業費の支払方法及び成績評定	17
(1) 前金払・中間前金払	17
(2) 部分払	17
(3) 完了払	17

(4) 成績評定	17
4 .. 提案等内容の履行の確保	18
(1) 再度の業務	18
(2) 契約金額の減額又は損害賠償請求	18
5 .. 市と事業者の責任分担	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 予想されるリスクと責任分担	18
6 .. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	18
第5 その他	19
1 .. 議会の議決	19
2 .. 情報公開及び情報提供	19
3 .. 入札説明書等に関する問合せ先	19
別紙1：事業スキーム	20
別紙2：リスク分担表	21
別紙3：学校毎の指定出来高	24

第1 入札説明書の定義

岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、岡崎市（以下「市」という。）が設計・施工一括方式で発注する「岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業」（以下「本事業」という。）に係る、総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

本事業に係る入札については、入札説明書に定めるもののほか、「設計・施工一括発注方式による岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業に係る総合評価一般競争入札実施要綱」による。また、入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。なお、入札説明書等と、令和6年12月26日に公表した事業方針に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先することとする。

- ・岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- ・岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業 契約書案及び約款（以下「契約書等」という。）
- ・岡崎市立中学校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業 様式集（以下「様式集」という。）

第2 対象事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業

(2) 事業場所

岡崎市中町ほか14箇所地内

(3) 本事業の目的

近年の夏場の猛暑化により、屋外のみならず体育館においても、熱中症の危険となる環境になることが多くなっており、空調設備整備の社会的要請が高まっているため、他自治体においても体育館に整備する自治体が増えている。体育館内では通常は風がないこと、建物が鉄骨や金属屋根などで造られていて熱をためやすい構造にあることから、屋外以上に暑さ指数が上昇する傾向にある。また、体育館は災害時に避難所となることから、避難者の熱中症対策が求められるなど避難所としての機能向上も求められている。そのため、市では、体育授業等で使用する中学校の屋内運動場・柔剣道場（以下「屋内運動場等」という。）に空調設備を整備することにより、児童・生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を確保等することとした。

また、事業実施にあたっては、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用し、財政負担の軽減や早期の整備を図るため、設計・施工一括方式を導入し、総合評価落札方式により事業者を選定する。

(4) 基本方針

市は、本事業で、民間のノウハウ等を活用し、以下のような施設の整備が実現されることを期待する。

ア 早期設置及び学校間の公平性の確保

昨今の猛暑に対応するため、中学校の屋内運動場等への早期な空調設備の整備を行い、健康で快適な学習環境の提供を行うとともに、設置時期が異なることによる学校間での不公平が発生しないことに十分配慮する。

イ 安全で快適な室内環境の実現

生徒が安全で快適に学習できる室内環境を提供するとともに、教職員の使いやすさにも十分配慮した空調環境を実現する。また、屋内運動場等へ空調設備を整備するとともに、金属屋根に対し屋根防水（遮熱型防水トップコート）及び窓ガラスに対し遮熱断熱フィルムの施工（以下「空調設備等の整備」という。）にあたっては、学校教育活動等への支障をきたさない計画とし、常に生徒、教職員、保護者、学校利用者及び近隣住民等（以下「学校関係者」という。）の安全に十分配慮する。

ウ 災害時への対応

屋内運動場等は指定避難所（一部、医療救護所）となっており、災害時のエネルギー供給停止時でも空調設備が 72 時間以上運転可能となる機器を選定する。また、浸水被害を受けた場合において、速やかな復旧にも配慮した実現可能な設置方法等を提案する。

エ 低廉かつ良質な空調設備の提供

良好で適切な空調設備の性能の維持、初期費用及び維持管理費用（光熱水費を含む）の削減を十分図ることが可能な設計、施工を行う。

オ ライフサイクルコストの削減

空調設備の設置に係る初期費用、エネルギーコスト、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの削減に配慮した設計、施工を行う

カ 大規模改修に配慮した計画

本市の中学校の多くは築後 40 年を経過する。そのため「岡崎市小中学校施設長寿命化計画」に基づく長寿命化工事が予定されている施設があることに鑑み、空調設備等の整備の計画段階から十分配慮した設計、施工を行う。

キ 環境への配慮

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に貢献するよう、環境保全に留意する。また、学校教育環境、周辺地域環境に対する影響（特に騒音に対する影響）を十分検討したうえ

で、必要な措置を講じる。

(5) 事業の概要

ア 事業方式

設計・施工一括発注方式(D B 方式)

イ 事業スケジュール

事業スケジュールはおおむね以下のとおりである。

日程	内容
令和 7 年 7 月上旬	仮契約の締結
令和 7 年 9 月下旬	契約の締結
令和 9 年 2 月末日	契約期間の終了

ウ 事業範囲

選定事業者は、次に掲げる設計、施工及びこれらに付随する業務を行う。

a 空調設備等の設計業務

- (a) 空調設備等の設計のための事前調査業務
- (b) 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- (c) 単価合意業務（設計書を作成し刊行物、見積書等を添付し提出する）
- (d) その他、付随する業務（調整（学校との調整も含む。）、報告、申請、検査、国庫交付金の申請支援（事業費の算定及び工事写真の提出等）等

b 空調設備等の整備業務

- (a) 空調設備の施工業務（当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する既存施設又は設備の撤去・移設・処分、植栽その他既存施設又は設備の移設・復元等）を含む。）
- (b) 遮熱断熱業務（屋根に対し遮熱型防水の施工及び窓ガラスに対し遮熱・断熱フィルム貼りをを行う）
- (c) その他、付随する業務（調整（学校との調整も含む。）、報告、申請、検査等）等

(6) 事業スキーム

本事業は市立中学校全 20 校のうち 15 校の屋内運動場等に対して遮熱・断熱工事及び空調設備設置をするものです。そのため、全体の工事を請負う業種としては建築一式工事とし、それぞれの学校を工区とした乙型 J V を構成した企業体又は単独企業による参加を求めるものです。

事業スキームについては、別紙 1 を参照すること。

第3 事業者の選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

民間事業者の選定に当たっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

2 事業者の募集及び選定スケジュール（案）（以後に示す日時は現段階の案である）

事業者の選定スケジュール（案）は、以下の予定である。

日程	内容
令和7年3月28日（金）	入札公告（契約書（案）、契約条項（案）の公表）
令和7年3月28日（金） ～4月21日（月）	入札説明書等に関する質問の受付
令和7年5月7日（水）	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
令和7年3月28日（金） ～5月13日（火）	申込登録（※1）及び申請書類（※2）の受付
令和7年5月16日（金）	参加資格審査結果の通知
令和7年5月20日（火） ～5月21日（水）	提案書類の受付
令和7年6月上旬	提案に関するヒアリングの実施
令和7年6月13日（金） ～6月16日（月）	入札期間
令和7年6月17日（火）	開札及び最高評価者の選出
令和7年7月上旬	落札者の決定及び公表
令和7年7月上旬	仮契約の締結
令和7年9月下旬	岡崎市議会に請負契約の議案提出、議決後契約締結

※1：受付期間に必要な事項を入力し、「あいち電子調達共同システム(CALS/EC)」により行う入札参加の申込みをいう。

※2：競争入札参加資格確認のため、参加申請書類受付締切日までに提出する入札参加表明書等をいう。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成については、以下のとおりとする。

(ア) 入札参加者は、空調設備等の設計、施工をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以

下「参加グループ」という。)とする

- (イ) 入札参加者は、空調設備等の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）及び空調設備等の施工業務を行う企業（以下「施工企業」という。）により構成するものとする。

イ 代表企業の選定

- (ア) 入札参加者は、構成企業の中から建築一式工事を請け持つ者を代表企業として定め、申込登録及び申請書類（以下「申請書類等」という。）にて明らかにすることとする。なお、施工JVを結成せず単体の施工企業で施工業務を行う場合には、当該施工企業が代表企業となること。
- (イ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への登録及び提出、並びに市からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

ウ 複数参加の禁止

構成企業になる者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

(7) 参加資格要件

入札に参加する全ての構成企業は、以下の参加資格要件を満たすものとする。

- a 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- b 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- c 申請書類等の提出期限最終日（以下「参加資格確認日」という。）において、市の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。
- d 「岡崎市一般競争入札実施要綱」の第4条(1)から(5)の要件を満たす者

(イ) 参加者の制限

入札に参加する全ての構成企業は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- a 「岡崎市一般競争入札実施要綱」の第4条(6)の要件により、入札参加停止処分又は入札参加制限処分を受けている期間にある者、及び一般競争入札の参加資格を有しない期間にある者
- b 本事業に係る事業方針の作成及び岡崎市立中学校屋内運動場空調整備事業事業者選定に係るアドバイザー業務に関与した以下の者と資本関係又は人的関係のある者
 - (a)株式会社 テイコク：岐阜県岐阜市橋本町二丁目8番
 - (b)弁護士法人 御堂筋法律事務所：大阪府大阪市中央区南船場4丁目3番11号
- c 本事業の「岡崎市立甲山中学校ほか14校屋内運動場・柔剣道場空調設備等事業者選定委員会」の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者

イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、参加資格確認日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(7) 設計企業

設計企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「県内」とし、以下に示す b から f までの全ての要件を満たしているものとする。

※「市内」とは、岡崎市内に本店を有する者。以下同じ

※「準市内」とは、岡崎市内に支店・営業所等（岡崎市入札参加資格者名簿に登載された支店・営業所等に限る。）を有する者。以下同じ

※「県内」とは、愛知県内に本店・支店・営業所等（岡崎市入札参加資格者名簿に登載された本店・支店・営業所等に限る。）を有する者（市内及び準市内を除く。）。以下同じ
また、複数企業で共同して業務を実施することも可とし、この場合については、以下の a の要件を満たす設計共同企業体（以下、「設計 JV」という。）を結成するものとする。なお、設計 JV を結成する場合、設計 JV の代表者である代表構成員の地区区分は「市内」、「準市内」及び「県内」とし、以下に示す b から f までの要件を全て満たし、その他の構成員の地区区分は「市内」とし、b から d 及び g の要件を満たすものとする。

a 設計 JV を結成する場合は、以下の要件を全て満たすものとする。

(a) 構成員数は2者であること。

(b) 1 構成員当たりの出資比率は 30%以上であること。

b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること

c 参加資格確認日において、資格者名簿に登載されていること。

d 過去 10 年以内に完了した、公共施設における新築又は増築の実施設設計の完了実績を有していること。なお、この場合の実績とは、直接委託を受けた実績に限るものとし、再委託先（下請等）としての実績は含まれない。また、公共施設とは、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の「公共性のある施設」の範囲とする。（以下同じ。）

e 空調設備に関する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している」とは、延べ床面積 1,000 m²以上の建築物においてマルチエアコン室外機 5 台以上の実施設設計業務を実施した実績を有する者をいう。

f 上記 d 及び e の実績を有している一級建築士を配置できること。なお、配置する一級建築士は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

g 上記 d の実績を有している一級建築士を配置できること。なお、配置する一級建築士は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(4) 施工企業等

施工企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、以下に示す b から e の要件を満たしているものとする。

※「市内」とは、岡崎市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者。以下同じ

※「準市内」とは、岡崎市内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所（一般的には「支

店」・「支社」・「営業所」のことをいう。)を、契約を締結する営業所として岡崎市競争入札参加資格者名簿に登録した者。以下同じ

※「市外」とは、「市内」及び「準市内」以外のもの。以下同じ

また、複数企業で共同して業務を実施することも可とし、この場合については、以下の a の要件を満たす施工 JV を結成することとする。なお、施工 JV を結成する場合、代表企業となる代表構成員については b、c 及び e を満たすものとし、その他構成員は b から d の要件を満たすものとする。

- a 施工 JV の結成にあたっては、分担施工方式による JV（以下、「乙型 JV」という。）とする。なお、乙型 JV を結成する場合の構成員は「建築一式工事」、「管工事」又は「電気工事」とし、代表構成員は建築一式工事業者から選定すること。

施工 JV を結成する場合には、以下の要件を満たしているものとする。

- (a) 構成員数は各業種ごとに最大 7 者までとする。
- (b) それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が担当する業種区分に対応する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を建設業法に従い配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。代表構成員の主任技術者等は統括主任技術者等として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の主任技術者等を統括すること。

なお、代表構成員の主任技術者等は全体の施工期間中、専任を有することとする。

- (c) それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が現場代理人を配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。

ただし、代表構成員の現場代理人は全体の事業期間中、配置することとする。

- b 施工企業は、資格者名簿の「建築一式工事」に登録しており、地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が、900 点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が 900 点以上であることとする。

また、乙型 JV を結成する場合には、資格者名簿の「建築一式工事」、「管工事」又は「電気工事」のうち、当該構成企業が実施する工事に対応した業種（以下、「対象業種」という。）に登録しており、以下の要件を満たしているものとする。

- (a) 「建築一式工事」企業の代表構成員の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が、900 点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が 900 点以上であることとする。

また、当該代表構成員以外の構成員の地区区分は「市内」とし、総合評定値は 860 点以上であることとする。

- (b) 「管工事」企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が 760 点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値

が 760 点以上であることとする。

(c) 「電気工事」企業の地区区分は「市内」、「準市内」及び「市外」とし、「市内」については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が 720 点以上、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が 720 点以上であることとする。

c 施工企業は対象業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。

d 過去 10 年以内に完了した、対象業種の施工実績があること。

ただし、公共工事に限るものとし、工事成績が通知されていないもの、及び 65 点未満のものは、施工実績とはみなさない。

e 過去 10 年以内に完了した、性能発注（PFI、DB 等）の公共施設における施工の実績を有していること。なお、当該実績は、DB 等の場合で、建設 JV で施工した場合については、構成員での実績も可とし、PFI 事業の場合は代表企業の他、構成企業での実績も可とする。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

「ア 構成企業の共通資格要件」及び「イ 構成企業の個別参加資格要件」各号に規定する入札参加資格の有無の判定は、参加資格確認日現在による。ただし、構成企業が参加資格の有無の判定を行った日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、以下のとおりとする。

ア 参加資格確認日から仮契約締結日までの間に、構成員が資格要件を満たさなくなった場合は、当該構成員は失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成員の変更、追加ができるものとする。

イ 仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成企業のいずれか）が、市との契約に関して次のいずれかに該当する場合は、原則として、当該仮契約は議会に提出せず、本契約を締結しないものとする。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(イ) 贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

4 入札手続等

(1) 入札説明等に関する事項

ア 入札説明等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に関して、質問がある場合は、質問書を(ア)の連絡先へ(イ)の期間内に提出すること（質問書は岡崎市ホームページ（市トップ＞事業者の方へ＞入札・契約・公共工事に関する情報＞入札・契約の広場＞各種様式＞建設工事用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。

提出方法は持参又はE-mailに限ることとし、E-mailにより提出を行った場合は必ず、(7)の連絡先に到着確認の電話を行うこと。提出された質問に関する回答は入札開始日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までに、電子入札システムの入札情報サービスにより公開するため、自社の質問の有無にかかわらず、入札書提出前には回答書の有無を必ず確認すること。

(7) 連絡先

岡崎市総務部契約課審査契約係

電話 0564-23-6720（直通）

E-mail denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp

(4) 提出期間

令和7年3月28日（金）から4月21日（月）まで

(2) 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、申請書類等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに申請書類等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。また、申請書類等の提出は、参加グループの代表企業が行うこと。

ア 申請書類等の提出日時、場所、提出方法及び作成方法

(7) 申込登録

a 登録期間

令和7年3月28日（金）9時から令和7年5月13日（火）17時まで

b 登録方法

この入札に参加する者は、様式集に示す「入札参加表明書（様式3-2）」、「構成企業表（様式3-3）」及び「一般競争参加資格申請書（様式3-6）」を添付したうえで、「あいち電子入札調達共同システム（CLAS/EC）」（注※）により登録を行うこと。

なお、以下の点に注意すること。

(a) 添付するファイルの名称は「入札番号の下3桁」、「会社名」及び「様式名」とすること。

例：入札番号「0990422-601」「契約建設工業株式会社」「様式3-2」場合においては「601 契約建設様式3-2」

※：会社名は、判明できる範囲で省略し、4文字程度までとすること。

※：管理の必要性に応じ、後ろに情報をつけ加えることを認める。

「601 契約建設様式2 空調設備」等

(b) 「あいち電子入札調達共同システム（CALS/EC）」は、土・日曜日及び休日を除く8時から20時まで稼働しているが、申込期間の初日は9時から申し込みを開始し、最終日は17時まで申し込みを終了することに留意すること。

（注※）「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」の操作方法に関する問合せは、次のヘルプデスクを利用すること。

ヘルプデスク 電話 0120-059-399 （フリーダイヤル）

(4) 申請書類

a 提出日時

令和 7 年 3 月 28 日（金）9 時から令和 7 年 5 月 13 日（火）17 時まで

b 提出場所

岡崎市総務部契約課審査契約係（西庁舎 7 階）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

電話 0564-23-6720（直通）

c 提出方法

提出場所に持参又は郵送等により行うこと。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ、配達記録が残る方法とし、また、提出日時内に必着とする。（以下同じ。）

d 提出書類

様式集の「2. 申請書類に関する様式」に示す全ての書類を提出すること。

e 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。

イ 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査結果の通知は、申込登録等をした者に対して、「あいち電子入札調達共同システム（CALS/EC）」により令和 7 年 5 月 16 日（金）までに通知する。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により以下のとおり説明を求めることができる。

(7) 提出日時

令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時まで

(4) 提出場所

岡崎市総務部契約課審査契約係（西庁舎 7 階）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

電話 0564-23-6720（直通）

(ウ) 提出方法

説明を求める旨を記載した書面（書式自由）を提出場所へ持参すること。郵送、電子メール等による申請は受け付けない。

(I) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、提出のあった日の翌日から起算して 10 日（土日祝日を含まない。）以内に書面により回答する。

エ 入札参加者の構成企業の変更

入札参加資格審査後は、入札参加者の構成企業の変更及び追加は原則として認めない。

オ その他

- (ア) 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された申請書類等を入札参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

(3) 入札及び開札に関する事項

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）及び入札書等を以下により提出すること。

ア 提案書類等の提出日時、場所、提出方法及び作成方法

(7) 提案書類

a 提出期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）9 時から令和 7 年 5 月 21 日（水）17 時まで

b 提出場所

岡崎市総務部契約課審査契約係（西庁舎 7 階）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

電話 0564-23-6720（直通）

c 提出方法

提出書類は、提出場所に持参又は郵送等により提出すること。

d 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。

(イ) 入札書

a 提出日時

令和 7 年 6 月 13 日（金）9 時から令和 7 年 6 月 16 日（月）17 時まで

b 提出方法

「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」での電子入札とする。

ただし、IC カードの登録内容変更や IC カード破損等のための再取得の手段中、又は入札参加者の責によらないやむを得ない理由があり、かつ、市が承諾した場合に限り、紙入札での参加も認める。なお、紙入札での参加が認められた場合の入札方法については、市の指示に従うものとする。

c 作成方法

入札書受付開始日時から入札書受付締切日まで入札書に必要な事項を入力し、「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」により提出すること。

(ウ) 事業費内訳書

a 提出日時

令和 7 年 6 月 13 日（金）9 時から令和 7 年 6 月 16 日（月）17 時まで

b 提出方法

「あいち電子調達共同システム（CLAS/EC）」により入札書に添付して提出すること。ただし、紙入札での参加が認められた入札参加者は、書面による事業費内訳書を紙入札書とともに提出すること。

c 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。なお、ファイルの容量は 1MB 未満となるように留意すること。

イ 入札

(7) 入札金額

消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(4) 入札執行回数

2 回とする。

なお、入札参加者が 1 者の場合でも入札を執行する。

(ウ) 入札保証金

免除する。

ウ 入札に当たっての留意事項

(7) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(4) 費用負担等

提案書類及び入札書並びに事業費内訳書（以下「入札書類」という。）の作成及び提出等入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 提案書類の提出方法

提案書類は、様式集に定める部数を提出すること。また、提案書類の提出に当たっては、参加グループの代表企業が行うこと。なお、市の受領証明を必要とする場合は、入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参すること。

(イ) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

なお、入札を辞退するときは、「あいち電子調達共同システム (CALS/EC)」により入札書受付締切日時までに辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札での参加が認められた入札参加者は、書面により入札辞退届を提出することができるものとする。

(オ) 入札の中止等

天災地変があった場合又はシステム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合は、入札又は開札の執行を延期若しくは中止し、又は入札方法を変更することがある。

なお、これらの場合においても、設計図書代金等入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

入札に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書類の全部または、一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書類については選定過程等の説明以外の目的には使用しないが、理由のいかんに関わらず返却しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等、システム、アプリケーションソフトウェアを使用した結果生じた責任は入札参加者が負う。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、一つの提案しか行うことができない。

(ク) 入札書類の変更の禁止

一度提出された入札書類については、その後の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除いて認めないこととし、理由のいかんに関わらず返却しない

ただし、提案書類の誤字の修正等は、市が認めた場合はこの限りではない。

(ケ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

エ 開札

(7) 開札日

令和7年6月17日（火）

(イ) 開札場所

岡崎市総務部入札係（西庁舎7階）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

電話 0564-23-6067（直通）

(ウ) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

a 入札参加資格を有しない者のした入札

b 次の事項に記載のない入札

(a) 入札金額

(b) 事業名及び事業場所

c 入札金額を訂正した入札又は入札金額について錯誤と認められる入札

d 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

e 代表企業以外の者が行った入札

f 明らかに連合によると認められる入札

- g 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- h 郵便、電報、電話、ファクシミリ又は電子メールによる入札
- i 事前に入手している情報とおりの入札結果となった入札
- j 事業費内訳書を提出しない入札及び事業費内訳書に記載のない入札（1回目の入札に限る）
- k 入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない入札及び工事費内訳書の内訳金額と合計金額が一致していない入札（1回目の入札に限る）
- l 税抜き予定価格を超過した金額を記載した入札
- m 民間企業と兼業している職員の関連法人等については、岡崎市職員の兼業先企業等に係る入札等制限要領第8条第1項に定められた必要書類を提出しない入札
- n その他入札に関する条件に違反した入札

(イ) 入札者の立会

本件開札においては、地方自治法施行令第167条の8第2項により、入札者の立会を認めないものとする。

5 落札者の決定方法等

入札説明書等で示す要件を全て満たした提案を行い、かつ、入札参加資格があると確認された入札参加者の入札価格及び提案書類について総合的に評価を行い、落札者を決定する。

(1) 選定委員会の設置

提案書類等の評価は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「岡崎市立中学校屋内運動場・柔剣道場空調設備等選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で行う。

選定委員会は、以下の5名の委員で構成する。なお、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員	野澤 英希	愛知工業大学工学部建築学科教授
委員	田島 昌樹	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系教授
委員	荒木 裕子	京都府立大学環境科学部環境デザイン学科准教授
委員	根本 健一	岡崎市都市基盤部長
委員	二村 雅志	岡崎市教育委員会事務局教育部長

(2) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、選定委員会の評価結果を踏まえ、総合評価方式により落札者を決定する。

イ 結果の通知および公表

市は、落札者決定の結果を入札参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

ウ 審査の手順及び方法等

落札者決定基準に示す。

第4 契約及び支払に関する事項

1 契約に関する基本的な考え方

(1) 仮契約の締結

落札者は、落札決定後直ちに、市を相手方として仮契約を締結するものとする。

(2) 契約の締結

落札者は、岡崎市議会において議案の承認を受けた後、仮契約に基づき市を相手方として、契約を締結するものとする。

なお、契約は総価によるものとし、契約金額に係る内訳単価の合意は、実施設計終了時に行うものとする。ただし、「事業費内訳書」のうち「契約書記載内訳」に記載の金額を変更することはできないものとする。

(3) 契約書の内容変更

市は、落札者との契約に際し、仮契約書及び契約書の内容変更は行わないものとする。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために、文言の修正を行うことは可能である。

(4) 契約に係る契約書作成費用

仮契約書及び契約書の内容検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、仮契約書及び契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(5) 契約保証

落札者は、本契約と同時に、契約代金額の 10 パーセントに相当する金額以上の契約の保証を付さなければならない。

契約の保証の種類は以下のとおりとする。ただし、エの場合においては、履行保証保険証券を市に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融期間又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 本契約による債務の履行を保証とする公共工事履行保証証券による保証

エ 本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保険契約の締結

なお、落札者は、保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を寄託したものみなす。

2 単価の合意

本事業は総価契約単価合意方式の対象事業である。本事業では、市と落札者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、実施設計完了後に市と落札者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、原則として「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式実施要領

https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/pdf/230228_soukakeiyaku_02.pdf

総価契約単価合意方式実施要領の解説

https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/pdf/230228_soukakeiyaku_kaisetsu.pdf

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から 14 日以内に単価が成立しなかった場合には市が定め、落札者に通知する。

(1) 単価合意の方法

単価個別合意方式の協議は、以下の方法により実施するものとする。

- ア 単価合意は、落札者が提出した、工事費を積算するための建築数量の計測・計算結果を示した調書（以下「設計数量計算書」という。）を基本とし、直接工事費、共通仮設費（積み上げ分）、共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等の単価等を合意する。
- イ 単価合意は、落札者が提出した、直接工事費と共通費を加算した工事価格に消費税等相当額を加算することにより工事費を算出した内訳書（以下「設計内訳書」という。）に基づき行うものとする。
- ウ 一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。
- エ 協議開始から 14 日以内に単価合意が成立した場合、市の指定する様式を参考とした「単価合意書」を締結する。その際、別途市の指定する様式を参考とした「単価表」を単価合意書の別添として作成の上、添付するものとする。
- オ 契約代金額の変更後の単価合意は契約書の規定に基づき実施するものとする。その場合、一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。

(2) 契約代金の変更

契約代金の変更にあたっては、契約書の規定に従い、単価合意書記載の単価を用いて、契約代金額の変更部分の総額を協議するものとする。なお、各工種の単価の取扱い等については、以下の通りとする。

- ア 直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき積算する。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下の通りとする。
 - (ア) 「数量の増減が著しく市積算単価が変動する場合を含む条件変更の場合」、「施工条件が異なる場合」は、細目の比率（変更前の市積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項に

において同じ。)に変更後の市積算単価を乗じて積算する。

(イ) 既存の科目に中科目、細目が追加された場合は当該工種の比率に市積算単価を乗じて積算する。

(ウ) 科目が新規に追加された場合は、市積算単価にて積算する。

イ 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費については、アにより算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率を乗じて算出する。なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接費、現場管理費にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価という。

3 事業費の支払方法及び成績評定

事業者は、別紙3のとおり学校ごとに出来高率を達成しなければならない。また、事業者は、年度毎に出来高に応じて支払いを受けるものとする。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、支払い限度額を支払うものとする。

また、支払いについては、以下の請求を可能とする。

なお、各年度の出来高率は下記の割合を想定しており、それに応じた支払限度額は、出来高の90%とする。ただし、支払限度額については、落札金額に応じて見直しを行い、契約時に設定し直すものとする。

- ・令和7年度

契約代金額（設計業務費相当額含む）の40.04% (a)

- ・令和8年度

契約代金額 - (a)

(1) 前金払・中間前金払

令和7年度及び令和8年度において各年度1回までとする。

ただし、当該年度において前金払の支払を受けていない場合は、中間前金払を請求することはできない。また、当該年度において「(2) 部分払」を既に請求している場合は、中間前金払を請求することはできない。

(2) 部分払

令和7年度及び令和8年度において、各年度契約書に規定の回数までとする。

ただし、当該年度において中間前金払を請求した場合は、当該年度末における部分払のみ請求可能とする。

(3) 完了払

本事業完了後、事業費より上記既払額を控除した金額を、請求書が提出された後に支払う。

(4) 成績評定

事業完了後、各工事管理指針及び施工プロセスチェックリストに則り施工計画書または施工管理の組み合わせごとに成績評定点を付け、組み合わせごとの工事価格による加重平均で求める。

4 提案等内容の履行の確保

落札者が入札時に提示した提案内容（採用されなかったものを除く。）については、契約書の一部とし、落札者の責に帰すべき事由により、下記の性能、機能、技術など加点評価された項目（以下「加点項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 再度の業務

評価を受けた提案の加点項目に関して、再度の業務を行わせることが合理的であると市が認めた場合、落札者は、再度の業務を行い、落札者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

(2) 契約金額の減額又は損害賠償請求

当該加点項目に関して落札者に再度の業務を行わせることが合理的でないと市が認めた場合、市は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求水準を満たさない場合にあっては、最低限の要求水準との差について加算点の算出方法に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に、落札者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と落札者の当初契約金額との差額を、本件施設の完成引渡前においては契約金額から減額し、本件施設の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととして、その場合の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{減額又は損害賠償額} = \{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された提案の状況に基づき再計算した加算点

また契約金額の減額又は損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても 10 点減点する。減点する項目は、岡崎市工事成績評定表（様式 307 号）の「法令遵守等」とする。

5 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを担当することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、原則として事業者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部の責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任的なリスク分担は、別紙 2 のリスク分担表によるものとし、入札参加者は負担するリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、リスク分担表及び契約書に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

6 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所岡崎支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 その他

1 議会の議決

本事業の契約に関する議案は、岡崎市議会令和7年9月定例会に提出する予定である。

なお、予算に関する議案は、岡崎市議会令和7年3月定例会において議決されている。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

3 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、以下のとおりである。

〈入札全般に関すること〉

担当部署：岡崎市総務部契約課審査契約係（西庁舎7階）

所在地：岡崎市十王町二丁目9番地

受付時間：8：30～17：15（土・日、祝日及び市の休日は除く。）

電話：0564-23-6720

FAX：0564-23-6630

E-mail：denshichotatsu@city.okazaki.aichi.jp

〈事業内容に関すること〉

担当部署：岡崎市教育委員会事務局施設課（福社会館4階）

所在地：岡崎市十王町二丁目9番地

受付時間：8：30～17：15（土・日、祝日及び市の休日は除く。）

電話：0564-23-6422

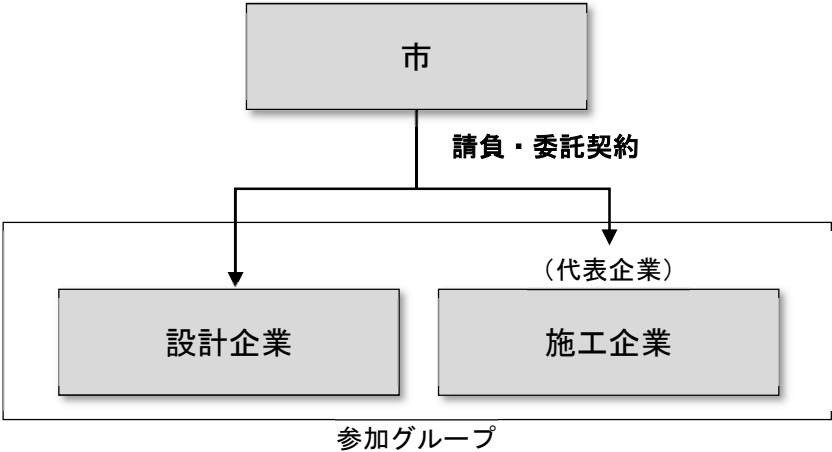
FAX：0564-47-8690

E-mail：kyoishisetsu@city.okazaki.aichi.jp

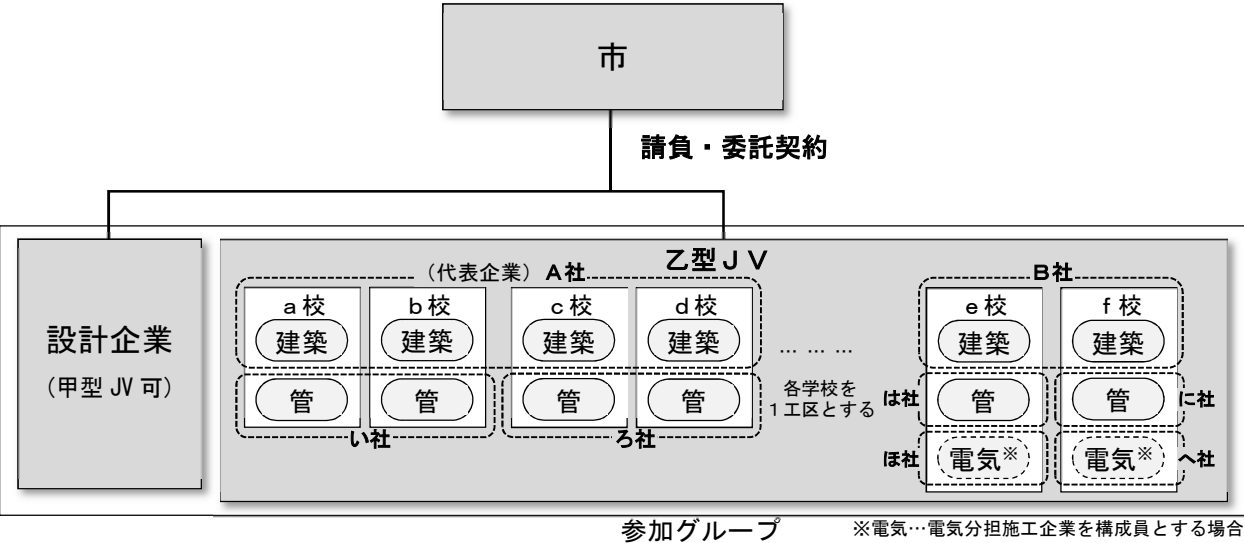
別紙 1：事業スキーム

現時点で市が想定している事業スキームは、下図のとおりである。

【施工企業が単体で参加グループを組成する場合】



【施工企業等が JV を結成して参加グループを組成する場合】



別紙２：リスク分担表

リスク				リスク分担	
発生段階	リスク項目		No.	リスクの内容	市 選定事業者
共通	入札手続リスク		1	入札説明書等本事業に係り公表した資料の誤りに関するもの、市の理由による内容の変更に関するもの等	●
	応募リスク		2	応募費用に関するもの	●
	契約締結リスク		3	契約締結に関する議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	●※1 ●※1
			4	前項以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●
			5	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●
	制度関連リスク	政治・行政リスク	6	本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更	●
		法制度・税制度・許認可リスク	7	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業に直接影響を及ぼすもの)	●※2
			8	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(前項以外のもの)	●
		許認可遅延リスク	9	許認可の遅延に関するもの(市が取得するもの)	●
			10	前項以外の、事業者の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの	●
	社会リスク	住民対応リスク	11	設備等の設置等、本事業の推進そのものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●
			12	前項以外のもの(設計、施工)に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●
		第三者賠償リスク	13	事業者の責めによるもの	●
			14	市の責めによるもの	●
		環境問題リスク	15	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの	●
	デフォルトリスク(事業の中止・延期)	事業者に起因するもの	16	事業者の事業放棄、破綻によるもの	●
			17	事業者が実施する設計・施工の品質が要求水準書の示す一定のレベルを下回った場合	●
		市に起因するもの	18	市の債務不履行等により当該事業が不要となった場合等	●
	不可抗力リスク		19	市及び事業者のいずれの責めにも帰することができず、また、計画段階で想定していない(想定以上の)風水害、高潮、地震、地滑りなどの自然災害、及び戦争、暴動その他人為的な事象によるもの	●※3 ●
	物価変動リスク		20	物価変動によるコストの変動	●※4 ●※4
	支払遅延・不能リスク		21	市の支払遅延・不能に関するもの	●

リスク				リスク分担	
発生段階	リスク項目	No.	リスクの内容	市	選定事業者
計画・設計段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	22 事業者の発注による工事請負契約の内容、及びその変更に関するもの等		●
		測量・調査・設計リスク	23 市が実施した調査・設計に不備があった場合（市が過去に実施した、既存建物に関する調査・設計を含む）	●	
			24 事業者が実施した測量・調査・設計に不備があった場合		●
			25 既存建物の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	●※5	
		遅延リスク	26 市の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	●	
			27 事業者の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		●
		設計変更リスク	28 市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	●	
			29 事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		●
		要求水準リスク	30 計画・設計に関する要求水準の不適合によるもの		●
施工段階	建設リスク	用地リスク	31 施工に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			32 地中障害物等に関するもの	●	
		工事遅延・未完工リスク	33 市の要求による設計変更により契約に定める工期に遅延する、又は完工しない場合	●	
			34 前項以外で工事が契約に定める工期に遅延する、又は完工しない場合		●
		工事費増大リスク	35 市の指示による工事費の増大	●	
			36 前項以外の要因による工事費の増大		●
			37 本事業の改修対象について、事業者の調査により新たに必要と判断され、市が認めた追加工事にかかる費用	●	
			38 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）の規制基準値を超えた場合の騒音対策に必要な検討及び追加工事	●※6	●※7
		設備損傷リスク	39 工事による設備の損傷に関するもの		●
		施設損傷リスク	40 工事による施設の損傷に関するもの		●
		性能リスク	41 要求水準の不適合（施工不良を含む）		●
		一般的損害リスク	42 設備・原材料の盗難や事故による第三者賠償等に関するもの		●
		システム・設備機器・備品等納品遅延リスク	43 システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの（市が用意するものを除く）		●

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、契約書等において定める。

- ※ 4 市又は選定事業者が負担する物価変動の範囲は、契約書の定めによる。
- ※ 5 事業者が本事業の契約締結後に実施した調査の結果又は施工中に既存建物の構造等に、当初想定できなかった重大な欠陥があることが判明し、これにより事業者の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに係る追加費用は市の負担とする。市は、当該欠陥について事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該欠陥の発見時期以前に発見することが不可能又は著しく困難と客観的に判断される場合に、当該欠陥の除去修復に対し、合理的な追加費用（設計、工事の遅延に係る追加費用を含む）を負担する。
ただし、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば、当該欠陥の発見時期以前に発見できたであろう場合又は当該欠陥についての市への報告が事業者の責めにより遅延した場合は、市は、見直しに要する追加費用のうち一部（発見時期の遅延の場合には、事業者において、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期に発見されていても発生したことを客観的に明らかにした金額、市に対する通知の遅延の場合には、事業者において、当該遅延がなくても発生したことを客観的に明らかにした金額）を負担する。
- ※ 6 騒音対策に必要な追加工事の費用は市が負担する。
- ※ 7 騒音対策に必要な検討は事業者が実施する。

別紙 3 : 学校毎の指定出来高

学校 No.	学校名	令和 7 年度末の出来高率 (実施設計費用を含む)
1	甲山中学校	40.78%
2	美川中学校	39.90%
3	南中学校	38.74%
4	竜海中学校	41.14%
5	葵中学校	41.19%
6	城北中学校	33.76%
7	福岡中学校	44.98%
8	東海中学校	43.25%
9	常磐中学校	35.87%
10	岩津中学校	39.71%
11	矢作中学校	35.66%
12	矢作北中学校	36.86%
13	竜南中学校	36.39%
14	六ツ美北中学校	34.29%
15	翔南中学校	36.47%